

(書式 3 - 3 - 4)

遺言による推定相続人廃除の審判申立書

遺言による推定相続人の廃除の審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所御中

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
申立人 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
相手方 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

申立の趣旨

相手方が被相続人〇〇〇〇の推定相続人であることを廃除する審判を求める。

申立の実情

1 申立人は、上記被相続人（平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡）につき、平成〇〇

年〇〇月〇〇日に〇〇家庭裁判所にて選任された遺言執行者である。

2 相手方は被相続人に対して、しばしば暴行を加えて虐待したため、被相続人は、相手方を推定相続人から廃除する旨の遺言をなし、その遺言は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に被相続人が死亡したため、その効力を生じた。

3 よって、申立人は本申立に及んだものである。

添付書類

戸籍謄本（申立人）	1 通
戸籍謄本（相手方）	2 通
戸（除）籍謄本（被相続人）	1 通
住民票（申立人・相手方）	2 通
除票（被相続人）	1 通
遺言書写し	1 通
遺言執行者の資格証明書	1 通

以上

解説

民法第893条による遺言による推定相続人の廃除を求める審判である。

廃除の事由は、被相続人に対する虐待、侮辱、その他の著しい非行である（民法第892条）。被相続人は、遺言で推定相続人の廃除ができる。この場合には、遺言が効力を生じた後に遺言執行者が遅滞なく家庭裁判所に廃除の請求をする。廃除の効力は、被相続人の死亡時に遡って生じる（民法第893条）。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所